

専門機関の各事業

生活訓練事業

- ・一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います
- ・障害支援区分の制限はありませんが利用できる期限があります(2年)

就労移行支援事業

- ・一般企業への雇用、又は在宅就労などが見込まれる方で、就労を希望する方に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練などを行います
- ・障害支援区分の制限はありませんが利用出来る期限があります(2年)

就労継続支援B型事業

- ・一般企業での就労が困難な方、サポートが必要な方が主に利用する就労の場です
- ・活動によって「工賃」が支給されます

生活介護事業

- ・入浴、排せつ、食事などの介護や、創作的活動、生産活動などの支援を行います
- ・障害支援区分3以上の方、もしくは50歳以上で区分2以上の方が利用できます

地域活動支援センター 通所事業

- ・創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進などを行います
- ・障害支援区分の制限や利用できる期限の設定はありません

支援者の方へ

川崎市

高次脳機能障害のある方が利用できる

川崎市内の専門機関



●ご相談はこちらへ●

- ・高次脳機能障害地域活動支援センター 044-299-8201
- ・れいんぼう川崎 044-888-8649
- ・南部リハビリテーションセンター 南部在宅支援室
(川崎区・幸区) 044-223-7387
- ・中部リハビリテーションセンター 中部在宅支援室
(中原区・高津区・宮前区) 044-750-1212
- ・北部リハビリテーションセンター 北部在宅支援室
(多摩区・麻生区) 044-281-5453

〈社会復帰に合わせた専門機関のご紹介〉

〈病院でのリハビリテーション〉

- ・症状に対しての治療
- ・座る、立つ、歩く等の練習
- ・食事、排泄、着替え、入浴等の練習 等



退院

〈在宅生活の再開〉

今後の生活の再構築

- ・生活のリズムを整える
- ・活動参加への取り組み
- ・役割の創出 等

〈地域での生活〉

地域生活の安定、継続

- ・役割の獲得
- ・生きがい創出
- ・社会参加 等



〈働くための準備〉

- ・就職準備
- ・就職、復職



各区役所 高齢・障害課

- ▶障害者手帳の申請
- ▶介護保険サービスの申請
- ▶障害福祉サービスの申請



南部・中部・北部リハビリテーションセンター

南部・中部・北部の各在宅支援室・地域支援室

- ▶総合相談
- ▶機能評価、作業評価、高次脳機能評価
- ▶住宅改修等の環境調整
- ▶福祉用具の調整

南部・中部・北部の各日中活動センター

- ▶生活訓練
- ▶就労移行
- ▶就労継続B型
- ▶生活介護

*各事業については裏面を参照

高次脳機能障害とは

脳卒中や頭部外傷などが原因で、脳が損傷を受け、言語や記憶、注意などの機能に障害が起こり、社会生活上、様々な困難が生じるものです。

外見上分かりずらく、自覚しにくいと、周囲に理解されにくく、ご本人やご家族の負担が大きくなる場合があります。



高次脳機能障害地域活動支援センター

- ▶高次脳機能障害に関わる相談
- ▶通所事業
- ▶普及啓発

れいんぼう川崎

- ▶総合相談
- ▶通所事業（生活訓練）
- ▶在宅生活に向けたリハビリテーション専門職による専門的評価

